

令和4年

第1回宮古島市議会(臨時会)会議録

= 臨時会 =

令和4年2月2日(水) 1日

宮古島市議会

目 次

◎ 第1回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 2月2日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	9
会期を定めることについて	9
議案審議	9

宮古島市告示第9号

令和4年第1回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

令和4年1月26日

宮古島市長 座喜味 一 幸

- 1 期 日 令和4年2月2日（水）
- 2 場 所 宮古島市議会議事堂
- 3 付議事件
 - （1）令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）
 - （2）専決処分の報告について

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 1 号	令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）	市 長	令和4年 2月2日	令和4年 2月2日	原案可決
報告 第 1 号	専決処分の報告について	"	"	/	/

開会日（令和4年2月2日）に応招した議員

久	貝	美	奈	子	君	平	良	和	彦	君
下	地			茜	〃	下	地	信	広	〃
砂	川	和	也		〃	我	如	古	三	雄
狩	俣	勝	成		〃	前	里	光	健	〃
富	浜	靖	雄		〃	西	里	芳	明	〃
下	地	信	男		〃	長	崎	富	夫	〃
新	里		匠		〃	友	利	光	徳	〃
狩	俣	政	作		〃	上	里		樹	〃
山	下		誠		〃	栗	国	恒	広	〃
池	城		健		〃	上	地	廣	敏	〃
上	地	堅	司		〃	平	良	敏	夫	〃
仲	間	誉	人		〃	山	里	雅	彦	〃

令和4年

第1回宮古島市議会(臨時会)会議録

令和4年2月2日(水)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

令和4年第1回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

令和4年2月2日（水）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
〃 第 2 会期を定めることについて
〃 第 3 議案第 1 号 令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）（市長提出）
〃 第 4 報告第 1 号 専決処分の報告について（ 〃 ）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和4年第1回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

令和4年2月2日（水）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
2月 2日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期＝1日

令和4年第1回宮古島市議会臨時会会議録

令和4年2月2日(水)

(開会=午前10時00分)

◎出席議員(24名)

(閉会=午前10時49分)

議長(22番)	上地廣敏君	議員(11番)	上地堅司君
副議長(18〃)	長崎富夫〃	〃(12〃)	仲間誉人〃
議員(1〃)	久貝美奈子〃	〃(13〃)	平良和彦〃
〃(2〃)	下地茜〃	〃(14〃)	下地信広〃
〃(3〃)	砂川和也〃	〃(15〃)	我如古三雄〃
〃(4〃)	狩俣勝成〃	〃(16〃)	前里光健〃
〃(5〃)	富浜靖雄〃	〃(17〃)	西里芳明〃
〃(6〃)	下地信男〃	〃(19〃)	友利光徳〃
〃(7〃)	新里匠〃	〃(20〃)	上里樹〃
〃(8〃)	狩俣政作〃	〃(21〃)	栗国恒広〃
〃(9〃)	山下誠〃	〃(23〃)	平良敏夫〃
〃(10〃)	池城健〃	〃(24〃)	山里雅彦〃

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	座喜味一幸君	上下水道部長	兼島方昭君
副市長	伊川秀樹〃	会計管理者	與那覇勝重〃
企画政策部長	垣花和彦〃	消防長	羽地淳〃
総務部長	宮国泰誠〃	企画調整課長	石川博幸〃
福祉部長	下地律子〃	総務課長	砂川勤〃
生活環境部長	友利克〃	財政課長	国仲英樹〃
観光商工部長	上地成人〃	教育長	大城裕子〃
産業振興局長	宮國範夫〃	教育部長	上地昭人〃
建設部長	大嶺弘明〃	生涯学習部長	楚南幸哉〃

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	砂川晃徳君
次長	与那覇弘樹〃	議事係長	川満里美〃

令和4年第1回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

令和4年2月2日(水)

	<p>令和3年第9回宮古島市議会定例会(12月)で議決した「離島振興法の改正・延長を求める意見書」及び「中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書」の2件については令和3年12月21日付で関係機関へ送付した。</p>
	<p>宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の両名から令和3年11月分例月出納検査結果報告があった。</p>
令和3年 12月24日	<p>令和3年第9回宮古島市議会定例会(12月)最終本会議で執行した選挙において当選した宮古島市選挙管理委員会委員及び補充員への「当選証書付与式」を行った。</p>
令和4年 1月8日	<p>平良港第四埠頭供用開始式及びフェリー多良間Ⅲ就航記念式典に参加した。</p>
1月26日	<p>座喜味一幸市長から令和4年第1回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付があった。</p>
1月28日	<p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日2月2日の1日とするのが適当であること、今臨時会に付議された議案については委員会付託を省略し処理することと決した。</p> <p>-----</p> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和4年第1回宮古島市議会臨時会提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会において決した事項の報告を行った。</p> <p>-----</p> <p>全員協議会終了後、会派代表者会議が開催され、「予算決算委員会の在り方について」及び「議員の電話番号の公表制限について」の協議がされ、同2件については、今後も全員協議会等で調整していくこととなった。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

◎議長（上地廣敏君）

ただいまから令和4年第1回宮古島市議会臨時会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告をさせます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により諸般の報告をいたします。

1月26日、座喜味一幸市長から令和4年第1回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

1月28日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日2月2日の1日とするのが適当であること、今臨時会に付議された議案については委員会付託を省略し、処理することと決しました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（上地廣敏君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において下地信広君及び山下誠君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日2月2日の1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日2月2日の1日と決しました。

次に、日程第3、議案第1号及び日程第4、報告第1号の計2件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

令和4年第1回宮古島市議会臨時会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案1件、報告1件の合計2件でございます。

それでは、予算議案からご説明を申し上げます。

議案第1号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、今回の補正は12億953万6,000円の増で、歳入歳出予算の補正のほか、繰越明許費の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ438億2,939万1,000円と定めてあります。

次に、報告についてご説明申し上げます。

報告第1号、専決処分報告についてです。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告します。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

◎議長（上地廣敏君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎新里 匠君

議案第1号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）について質疑いたします。

住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業10億9,373万8,000円についてですけれども、これは繰越明許費補正というふうになっているんですけれども、この理由を教えてくださいと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

議案第1号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業の繰越明許についてでございます。今回補正のほうで、歳出のほうで合計10億9,595万6,000円の補正増をお願いしております。そのうち繰越額が10億9,373万8,000円となっておりますが、この内訳といたしまして、本日補正のほうで成立いたしましたら対象者への確認書を今月末送る準備をしております。その確認書が届き次第早急に支給をしていくんですが、この確認書を一応3か月以内に返送してくださいということを国のほうから示されておまして、2月からの3か月後というともう5月とかになっていきますので、何人ぐらいが年度内に確認書が届くかということがちょっと不明な点もありますので、今回その住民税非課税世帯等臨時特別給付金につきましては全額を繰越しといたしております。そのほか、あと会計年度任用職員の報酬等を、3月までの分だけを今年度使用するというので、残りを補正としております。あと、確認書等をお送りするときの通信運搬費につきましては、今月末を予定しておりますので、その分は今年度で執行するというので、残り必要な分に関してはあくまでも上限額とはなるんですが、繰越しをお願いしております。

◎新里 匠君

この対象人数と金額についてお答えいただきたいのと、今国のほうからこの確認書というものを取るよと言われているということなんですけれども、この確認書の内容と、もう一つ、例えば2月末に送って対象者のほうにこの確認書のほうが行きます。それを速やかに返した場合は、これ年度内にその対象者に給付されるのでしょうか。

◎福祉部長（下地律子君）

対象世帯数でございますが、住民税非課税世帯が約1万100世帯で、家計急変世帯を700世帯と見込んでおまして、1万800世帯を計上しております。

3か月以内の確認書の返送でございますが、振込口座の確認ですね。あと、そのほかにこの住民税非課税世帯等臨時特別給付金のほうが課税されている方に全員が扶養されているという世帯については対象外となりますので、その確認ですね。ご本人の申請、誓約書といいますが、扶養されていないというふうな確認と、あと口座の確認が主な内容にはなってくると思いますが、それを3か月以内に返送をお願いします。

すということで確認書はお送りいたします。それで、もし早い方で3月に確認書が届きましたら速やかに支給の準備をしまして、早い方では3月中には給付ができると考えております。

◎新里 匠君

福祉部長、これ3月中に届いて、その3月中に早い方が給付を受けられるという話だったんですけども、例えば届いてからのその処理にかかる日数があると思うんですけども、これというのは例えば1人一番早く来ました、その日から手続をして次の日というわけにはいかないと思うんですよね。何人か集まって、その1回目の期限はこの日ですよということを決めて、集まった段階でそれを給付するまでに例えば2週間とか3週間かかるんですよというところが分かれば教えていただきたい。この月に要は入るかどうかというのはやっぱり重要な話だと思うんで、それで3月には入らないということであればまた4月からのということを考えて思うので、そこら辺教えてください。

◎福祉部長（下地律子君）

そうですね、新里匠議員のおっしゃるように、1人届いてすぐ翌日ということではできないと考えておまして、今考えておりますのが、確認書が届いてから約3週間ぐらい必要だと考えております。その件につきましては、確認書をお送りする際に確認書のほうにも約3週間ということに記載をして送る予定をしております。振込につきましては毎日ということではなくて、週単位で区切った振込になる予定でございます。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎前里光健君

私も、議案第1号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）についてお尋ねいたします。

今先ほどの住民税非課税世帯等臨時特別給付金の件なんですけれども、今先ほど家計急変世帯という言葉が出てきておりますが、その家計急変世帯の先ほど見積りは700世帯というような話があったんですが、このもともとの1万100世帯の部分の見込みはどうやって算出したのか。そして、700世帯の家計急変世帯、こちらは途中でそういうふうに着いて申告をすればできるシステムになっていると思うんですけど、その見込みが700世帯となっている根拠、こちらをお示してください。

◎福祉部長（下地律子君）

まず初めに、対象世帯のほうですが、住民税非課税世帯を1万100世帯というふうに見込んでおりますという話をしたんですが、この世帯税情報のほうから例えば納税者がいない世帯、課税されている方がいない世帯というのが、例えば未申告の方であったり、あと転入者であったり、1月1日以降の転入者に関しましては市のほうで税情報を持っておりませんので、そういった課税されている方がいない世帯が約1万1,190世帯となっております。その90%ということで算定をしまして、1万100世帯を算出しております。家計急変世帯につきましてはこれの7%ということで国のほうからも算出の案が示されておまして、一応7%ということで端数は丸めてということで、700世帯ということで見込んでおります。

◎前里光健君

そうですね、こちらの明確な数字というのはこれから出ることになると思うんですね。私がここで申し上げたいのは、例えば令和3年度12月10日時点での住民税非課税世帯という部分の基準日というのが設

けられていると。しかしながら、その年度途中で生活保護を申請していると、またはその年度途中でやっぱり家計の急変ということでこちらがまだ該当する可能性があるというような人たちも、私が対象者かどうかというの分からないわけですね。こういったときにはどのような対応をするのか、窓口はどういうふうに対応していくのか、その件についてお話しください。その方たち、例えば家計急変世帯というのは、恐らく見つかってから、確認が取れてからの支給に該当すればなると思うので、そのスケジュール感はやっぱり年度を越すと思うんですが、その部分のスケジュール感もお示しください。

◎福祉部長（下地律子君）

申し訳ありません。先ほどちょっと答弁漏れがあったかと思います。家計急変世帯につきましては、住民税非課税世帯以外の世帯のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、同一の世帯に属する方全員が住民税非課税世帯と同様の事情にある世帯と認められる世帯となっております。こちらにつきましては申請が必要になってきますので、スケジュールといたしましてはこの住民税非課税世帯の給付と同時に始められるように今準備を進めているところでございます。ホームページであったり、いろんな広報を周知をしていきたいと考えておりますので、この申請をしていただくよというところで周知をしていきたいと考えております。確かに申請が必要になりますので、こちらのほうから申請書を送るとかそういうのではなくて、広報によって申請を、こういう方が対象になりますよというところで周知をしていきたいと考えております。

あとは何でしたっけ。

（議員の声あり）

◎福祉部長（下地律子君）

そうですね、例えば住民税非課税の場合に令和2年度の収入があって令和3年度課税世帯になっている場合につきましても、例えば条例等で生活保護受給者は住民税、市民税、均等割は免除というふうになっていますので、令和2年度が課税されていたけれども、令和3年度になって生活保護になって免除になっている方は対象となります。

◎前里光健君

すみません、ちょっと自分の説明が不足したかと思いますが、例えばですけど、今年に入って生活保護を受けて、例えば令和4年の時点ですが、その生活保護が受けられるとなった場合の方も対象となる。これでも基準日が過ぎているわけですね。また、先ほど年度途中の方は大丈夫だというお話だったと思うんですけど、基準日を超えてからそれが該当となった場合はその方も対象となって支給が受けられるのかどうかということなんですね。

あとは、先ほど申し上げた家計急変世帯という部分はやはり計算とか必要になってきますし、家族のいろいろ所得の証明といえますか、書類等いろいろ煩雑に、これ世帯主がやるのか、また誰がやるのか分かりませんが、いろいろ手続が必要になってきますので、それが宮古島の場合は個人事業主の方も多いですし、それで家計が急変したというような方々というのはたくさんおられると思います。それが該当するかどうか、そしてその書類が、申請がうまくいくかどうか、その対応、その窓口もしっかりとどこになるのか、これはもう福祉部で大丈夫なのか、その点も併せてご回答ください。

◎福祉部長（下地律子君）

まず初めに、市の窓口といたしましては、福祉部の福祉政策課が担当となります。

あと、家計急変世帯の申請に関しましては、例えばもう今日からですか、市民税の申告がもう始まってまいりますので、例えば申告書の写しだとかがあれば、前年度のがあれば比較はすぐできると思います。家計急変世帯につきましては、令和3年1月以降の任意の一月を前年と比べてコロナの影響を受けての減収した世帯というのが対象になってきますので、その辺につきましては周知のほうでしっかりとやっていきたいと考えております。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地 茜君

議案第1号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）についてお聞きいたします。

同じく住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業補助金についてですけれども、先ほど家計急変世帯のご説明があったと思います。そして、申請が必要ということなんですけれども、この場合に何をもって急変したというのを判断するのかということをお聞きしたいなと思います。

あわせて周知方法を、基本的に住民税非課税の世帯の方には、はがきなりこの確認証を送るということなんですけれども、こういう申請をしなければ受けられない方に対しての周知方法というのはどのような方法を考えているか、お聞かせください。

◎福祉部長（下地律子君）

まず初めに、家計急変世帯の申請の際に必要な書類ということでございますが、先ほど申し上げましたが、収入が減少したことが分かる書類が必要になってきます。令和2年度と比較して令和3年の収入が、しかもそれが新型コロナウイルスの影響による収入減だということが分かる資料が必要になってきます。ちょっと今申請書のほうは、手元にちょっと案のほうはまだ持ち合わせておりませんが、そういった書類を見て対象者を決定していくことになると思います。

周知方法につきましては、もちろん対象者へうちのほうを担当課のほうから確認書を送付をするんですが、その返送に関しましては周知はしていく予定はしております、家計急変世帯につきましても市のホームページであったり、地元の新聞社のほうにお願いしたり、あと場合によっては宮古島市のLINEのほうで周知ということで、いろんな方法を使って周知はしていきたいと考えております。

◎下地 茜君

では、歳出の2款総務費、ふるさと納税事業のほうをお聞きしたいんですけれども、新聞報道等でも大きく出ておりました。ふるさと納税の寄附額が上がった要因としてポータルサイトへの登録が増えたというふうに新聞記事には載っていたんですけれども、地方自治体がふるさと納税の募集にかけられる費用は寄附額の5割までという決まりがあるかと思えます。宮古島市の現在の経費がおよそどのぐらいかというところをお聞きできればなと思います。割合ですね。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

下地茜議員からございましたとおり、国のほうではふるさと納税の募集に係る経費については50%以内に抑えるようにということで求めています。宮古島市におきましては、今宮古島観光協会のほうに委託で返礼品の発送も含めて契約を行っておりますが、その委託金額は41%程度というふうになっております。

インターネット上のポータルサイト、今宮古島市では5社（_____部分は16頁に発言訂正あり）のポータルサイトを活用しておりますけれども、ポータルサイトごとに手数料、そういうものが微妙に違ってきますので、一概には言えませんが、おおむね平均で41%程度ということになっております。

◎下地 茜君

意見としてなんですけれども、この割合が5割になってしまうとポータルサイトの登録などもできる余裕がなくなってくるのかなと思って伺いました。また、ポータルサイトへの登録を増やすなどすれば寄附額も増えてくるのかなと思うんですけれども、またぜひ工夫をしながらこの寄附額が上がっていくような形で頑張っていたらなと思います。

◎福祉部長（下地律子君）

すみません、先ほどの下地茜議員の答弁のほうで、少し訂正といたしますか、追加で答弁させていただきます。

先ほど家計急変世帯の対象世帯について、令和3年の任意の一か月と令和2年度の比較というふうに申し上げましたが、令和3年度の1か月を年間に換算して12か月を掛けるということですね。それを換算して世帯員全員がそれぞれ年収の見込額を出して、全員が住民税非課税相当だというふうに判断されるということでございます。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎久貝美奈子君

私も、議案第1号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）について、ふるさと納税について伺います。

先ほど下地茜議員からもありましたが、このふるさと納税での寄附金がどのような事業に使われているのか、寄附をした方や市民の方が分かるような周知はされているのでしょうか、教えてください。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

ふるさと納税につきましては、これ宮古島市ふるさとまちづくり応援寄附金条例というのが宮古島市で定められております。この中で、第2条において、このふるさと納税を財源として実施する事業は、エコアイランドに関する事業、スポーツアイランドに関する事業というふうに7つの項目で財源として実施する事業というふうにうたわれております。実際に令和2年度で、実績でお答えしますと、まずこれ寄附をされる方の希望の実績でございますが、最も多いのは市長おまかせコース、これが1,659件、金額にしますと2億2,759万1,000円となっております。次いで多いのが、エコアイランド宮古島応援コース、これ寄附件数でいきますと1,249件、金額にいたしますと1億2,873万4,000円というふうにそれぞれ7つの項目ごとに件数、それから金額がまとめられておりますけれども、実際にどういうふうな形でこれが支出されたかということにつきましては、基本的にはふるさと納税として受け入れた金額そのものを全額その翌年度以降において事業に活用するというものではありませんで、その一部について事業で財源不足の場合に活用すると。残りについては、基金のほうに繰り入れて積立てをしておくという形になっております。基本的には、このコースに沿って財政課のほうで事業の振り分けを行うという形になっております。具体的な事業内容については、整理は財源振り分けの段階で行いますが、件数、金額については今ちょっと手元に資

料がございませんので、後で必要であればお答えしたいと思います。

◎議長（上地廣敏君）

終わりですか。

（「寄附者が分からない」の声あり）

◎企画政策部長（垣花和彦君）

ふるさと納税のこういうコース等については、市のホームページで掲載しております。それから、特別に宮古島市のエコに対する取組を紹介する、宮古島市のホームページとは別にそういうインターネット上でのサイトがございますので、そちらのほうではふるさと納税について、エコアイランドの推進に関することについて呼びかけをしております。

◎久貝美奈子君

後でインターネットサイトを調べてみたいと思います。

もう一つ、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金について伺います。この補正の内容は、3回目の接種に伴うものということによろしいのでしょうか。

また、1回目、2回目とは異なる製品を打つ交互接種が認められていますが、宮古島市においてもこの交互接種ということになるのでしょうか、大半が。

あと、市民の方から、そういった交互接種をした場合の副反応について問合せとか、そういった希望、ワクチンの製品の希望などがあるかどうか教えてください。

◎生活環境部長（友利 克君）

議案第1号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）についてでございます。6ページ、これ歳入ですね。関連をしまして、歳出が11ページになります。11ページの歳出で説明いたしますと、今久貝美奈子議員から指摘もありましたように、追加接種、いわゆる3回目接種に係る費用を追加補正をするというものでございます。12月から3回目接種は、医療機関の従事者の皆様方を皮切りに3回目接種を始めているところでございます。その後、高齢者、それから高齢施設に入所をされている方、また従事者の方などの3回目接種も始まっているところで、かなりの方が接種を終えているという状況でございます。また、加えて6月中に接種を終えた一般の方も、今月からは本格的に接種が始まります。そうしますと、個別の医療機関への委託料の支払いというものが生じてまいりますので、早急に補正をする必要があると。つまりは3月定例会における補正を待つということができないということで今議会に上程をしているところでございます。

それから、交互接種につきましては、モデルナ社製のワクチンを活用しての交互接種ということになります。現在はファイザー社製のワクチンを保持しているということで、それを活用しているところですが、今後はモデルナ社製のワクチンが配分を受ける予定というふうになっておりますので、将来的にはモデルナ社製のワクチンを活用した交互接種というものが始まるということになります。

副反応などについては、やはりテレビでも、マスコミなどでも取り上げられておりますように、やはりモデルナ社製のワクチンを活用しての接種についてなかなか国民の不安があるということで、今後政府としても副反応などなど、またモデルナ社製、それからワクチン接種に係るCMなども積極的に放送し、接種を呼びかけていくということになっておりので、詳しいといえますか、詳細な副反応に対する周知とい

ったものは今後本格的に政府が取り組んでいくものというふうに考えております。

それから、希望があるか、問合せがあるかについては、今のところ何々、例えばファイザー社製を接種したい、あるいはモデルナ社製を接種したいというような声は届いてはおりませんが、せんだって医療従事者の方々からモデルナ社製を接種したいというような希望もありましたので、併せて呼びかけもしながら、29日、先週土曜日ですね。土曜日に65名ほどの方の接種を、モデルナ社製を活用した接種を済ませたところでございます。

◎企画政策部長（垣花和彦君）

先ほどふるさと納税に関する答弁の中で誤りがございますので、訂正しておわびしたいと思います。

ポータルサイトの数でございますが、「6社」というふうにお伝えしましたが、これ「5社」の誤りです。大変申し訳ございませんでした。

◎久貝美奈子君

この3回目の接種について、やはり交互相種が行われるということですので、市民の方が不安とかそういうものをちゃんと解消していただくように、丁寧な説明をお願いしていただきたいと思います。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎平良敏夫君

1点だけお願いします。

報告第1号、専決処分報告についての件ですけど、これは交差点での出会い頭の事故のようですが、公用車のほうは優先道路のほうを走っている事故のように見えます。そういうことで賠償というんですか、そういうのが発生したときとちょっと、優先道路にいながら何でそれが発生するかということをおっしゃって説明してもらえますか。

◎総務部長（宮国泰誠君）

確かに公用車、市側は優先道路を走行していきまして、そこに相手車両が進入してきたということでございます。1万5,000円のその賠償金のことなんですけども、交通事故においてはどうしても過失割合というのが発生するというので、相手方が9割、市側が1割ということでこのような報告になっております。

◎平良敏夫君

やっぱり保険上の問題で過失割合というのどうしても必要だと思うんですけど、優先道路、それとぶつかった場所を見ても過失ないような感じになるんですけど、9割、1割ということでこっちが1万5,000円の損害賠償をするようになったということは保険上仕方ないかなと思うんですけど、ちなみに全体で幾らの事故だったんですか。相手方は9割、1割ということは、計算すれば分かるか。これいいですよ。大丈夫です。ただ、毎回毎回専決処分というのがそういう交通事故に対してあるものですから。ただ、今回の場合は仕方ないかなと思える節もありますけど、より一層の交通安全、いろんなことぜひ周知徹底して、もう一つ言うところであってはならない酒気運転とか、そういうこともぜひ周知徹底してやってほしいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。これで終わります。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

1点だけ伺います。

新型コロナウイルスワクチン接種対策費なんですけど、これ2回打った方を対象に3回目のワクチン接種だと理解していますが、この3回目のワクチン接種については全国的に急がれて、急務だという感じで接種会場の拡大とかいろんな取組をしていますけど、本市としてはこの接種会場の増設とかその取組についてお聞かせください。

◎生活環境部長（友利 克君）

ワクチンの3回目接種に係る会場の確保などについてでございます。もう既に個別の15の医療機関においては、3回目接種が本格的に実施をされているところでございます。加えて今週の土曜日、つまり2月5日から市も集団接種会場を準備をしまして、3回目接種を本格化するということになっております。2月、3月はJTAドーム宮古島ですね。市役所のロビーが活用できませんので、この間は。2月、3月はJTAドーム宮古島で集団接種を行います。4月に入りますと、役所のロビーでもって、これまで同様に3回目のワクチン接種をするというスケジュール立てをしているところでございます。

◎栗国恒広君

今の答弁だと4月では庁舎のロビーでも接種ができるかなという感じで、最終的にこの3回目のワクチン接種が終了するスケジュールというか、それどう見込んでいるかということと、あと今いろいろ全国の中で報道されてくる若年層、例えば10代、小学生をはじめそういった方々のこのワクチン接種はどう考えているか。今回その予算もこの計上にされていないと思うんです。これ3回目のワクチン接種だと理解しているんですけど、その辺の関連からしてもちょっと説明お願いします。

◎生活環境部長（友利 克君）

まず、この3回目接種を終える時期については、今のところ9月30日までの期間というふうになってはおります。今のところ。これはまた延長する可能性もあるかと思えますけども、今のところ9月30日までということになっております。

それから、5歳以上、それから11歳以下の方への接種、いわゆる小児接種については、国のほうから、厚生労働省からの事務連絡では接種体制を準備をしてくださいという通知は届いているところでございますので、市としましては小児接種が3月からできるのではないかなというようなことで、会場の確保、手配などを行っているところでございます。今、国のほうで小児接種について議論がされておりますのは、接種を努力義務化するかというようなことが国のほうでは今議論をされているところですけども、まだ結論が出ておりませんので、市としましては国からの通知なりをしっかりと受けながら、またその小児接種に向けての体制の構築というものをしっかりとやっていきたい、またその取組をしているということでございます。

◎栗国恒広君

答弁ありがとうございます。最後に、要望なんですけど、やはり今生活環境部長がおっしゃったとおり、子供たちの医療の関係、やはり今国が3月をめどにしているという答弁がありました。やはり宮古島市でも本当に学級崩壊の一步手前かなというような感じも見受けられますので、ぜひその辺はスピーディーな取組をして、先ほど9月までに終了すると。私考えてみたら9月なんて遅いんじゃないかなと思うんですよ。早い、遅いを抜きにして、しっかり対応してもらいたいなと思っています。

◎議長（上地廣敏君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

質疑ないようでありますので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております2件のうち、日程第3、議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第3、議案第1号、令和3年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

これにて討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は可決されました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今臨時会において議決された議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（上地廣敏君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして令和4年第1回宮古島市議会臨時会を閉会します。

（閉会＝午前10時49分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和4年2月2日

宮古島市議会

議 長 上 地 廣 敏

議 員 下 地 信 広

” 山 下 誠